

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名               |
|-------|--------------------|
| 19    | 米子市 介護保険事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

米子市は、介護保険事務で特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

米子市長

## 公表日

令和5年8月8日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 介護保険事務  |
| ②事務の概要                   | <p>米子市は介護保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を介護保険事務において、以下の事務で取り扱う。</p> <p>1 介護保険の被保険者の資格得喪に関すること。<br/>2 保険料の賦課に関すること。<br/>3 保険料の減免に関すること。<br/>4 保険料の徴収に関すること。<br/>5 被保険者の申請による要介護認定の調査等の実施及び認定に関すること。<br/>6 介護サービス等の受給者に対する保険給付に関すること。</p> |
| ③システムの名称                 | 介護保険システム<br>統合宛名システム<br>中間サーバー  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 介護保険ファイル                 |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項及び別表第1 68の項<br>番号法別法第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                  | (特定個人情報の提供)<br>番号法第19条第8項及び別表2<br>1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項<br>(特定個人情報の照会)<br>番号法第19条第8項及び別表2<br>93、94の項   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 福祉保健部 長寿社会課   |
| ②所属長の役職名                 | 長寿社会課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地<br>米子市 福祉保健部 長寿社会課<br>電話 0859-23-5540  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地<br>米子市 福祉保健部 長寿社会課<br>電話 0859-23-5540  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年6月12日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上<br>2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年6月12日 時点   |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり<br>2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                           |              |  |                           |
|---|--------------|--|---------------------------|
| [ 基礎項目評価書 ]                                     |              | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |                           |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)          |              |  |                           |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ]    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |                           |
| 3. 特定個人情報の使用                                    |              |  |                           |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か         | [ 十分である ]    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |                           |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ]    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |                           |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託                            |              |  | [ ]委託しない                  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                       | [ 十分である ]    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |                           |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)    |              |  | [ ]提供・移転しない               |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                        | [ 十分である ]    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |                           |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続                           |              |  | [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ]    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |                           |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                           | [ 十分である ]    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |                           |
| 7. 特定個人情報の保管・消去                                 |              |  |                           |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                     | [ 十分である ]    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |                           |
| 8. 監査   |              |  |                           |
| 実施の有無   | [ ○ ] 自己点検   | [ ○ ] 内部監査   | [ ] 外部監査                  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発                                 |              |  |                           |
| 従業者に対する教育・啓発                                    | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |                           |

## 变更箇所